

盛岡市立厨川小学校 学校いじめ防止基本方針（概要版）

いじめに対する基本認識

- ・いじめは、いかなる理由があっても決して許される行為ではない。
- ・いじめはどの児童にも起こりうるものであり、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるものである。
- ・いじめは気づきにくいところで行われることが多いので、些細な兆候や児童の小さな変化、信号等を見逃さないようにすることが大切である。
- ・いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対して、適切な指導と支援が必要である。

いじめ防止に対する基本的な考え方

学校教育目標に掲げる「豊かな心」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が、生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。

そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置しています。

<構成員>

- 校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター
- 教育相談担当 該当学年担任
- ☆ いじめ事案に対して中核となり、組織的かつ迅速に対応する。

いじめ防止の取組（未然防止）

- (1) いじめを許さない風土づくり
 - ・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気学校全体に醸成していく。
- (2) 基本的な生活習慣の確立
 - ・あいさつや言葉づかい、ろうか歩行を重点にして、基本的な生活習慣の確立を図り、落ち着いた生活ができるようにする。
- (3) 一人一人を大切にされた学級・学校づくり
 - ・学級や学年、学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障する。
 - ・思いやりの心を持ち、お互いを認め合える集団づくりを進め、自己有用感や自尊感情を育む。
- (4) 「わかる授業」づくり
 - ・一人一人を大切にされた分かりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図る
 - ・学習に対する達成感・成就感をもてるよう指導する。
- (5) 道徳教育及び体験活動等の充実
 - ・教育活動全体を通して、道徳教育や体験活動等の充実を図り、心の通う対人関係能力の素地を養う。
- (6) 家庭・地域との連携
 - ・いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、いじめ問題について協議する機会を設けるなどしながら連携協力を図る。

早期発見のための取組

- (1) 相談しやすい環境作り
 - ・教師と児童との温かい人間関係を作り、保護者との信頼関係を大切にしながら、いじめや人間関係のトラブル等について相談しやすい環境を整える。
- (2) 日常の観察・気づき
 - ・日常の観察、声かけ等から、児童の表情や行動の変化、サインを見逃さないように努める。
 - ・授業はもとより、それ以外の休み時間などにおいても児童の様子に目を配るように努める。
- (3) 情報の共有
 - ・遊びやふざけあいのように見えるいじめなど、把握しにくいいじめについて、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (4) 予防的な介入
 - ・いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的な介入を行う。
- (5) 地域や関係機関との連携
 - ・地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (6) いじめアンケートの実施
 - ・児童や保護者からの情報収集を定期的に行う。
 - ① 児童 年3回（6月 11月 2月）※面談も
 - ② 保護者 年1回（11月）

いじめの早期対応

- (1) いじめと疑われる行為の発見
 - ・その場でその行為を止めさせる。軽微な事案でも、関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。
- (2) 「いじめ対策委員会」の開催
 - ・情報を共有するとともに、役割分担をする。
- (3) 事実の確認
 - ・いじめを受けた児童、いじめを行った児童から事情を聞き取るなどして、情報収集を速やかに行う。
- (4) いじめを受けた児童と保護者への支援
 - ・いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことを伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- (5) いじめを行った児童と保護者への指導と助言
 - ・児童には、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。保護者には、以後の対応を適切に行えるよう協力を求め、継続的な助言を行う。
- (6) いじめが起きた集団への対応
 - ・自分の問題として捉えさせる。
 - ・学級全体で話し合う等して、いじめは絶対許されない行為であり根絶しようという態度を育てる。
- (7) ネット上のいじめへの対応
 - ・家庭、教育委員会や警察等関係機関との連携。